

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

税のお知らせ

確定申告が間違っていたとき・忘れたとき

税務署へ確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができません。また、確定申告をしなればならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

◎税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求める事ができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】

更正の請求書に必要な事

項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意してあります。）

【期間】

更正の請求書は次の期間に提出してください。

■平成28年分から令和2年分：法定申告期限から5年以内

◎税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

【手続】

修正申告書に必要な事項を記入して納税地を所轄

する税務署長に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意してあります。）

【期間】

修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（令和2年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税は令和3年4月15日（木）の翌日から納付する日までの期間）について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

◎確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなればならないのに、確定申告

することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があります。か、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりません。ご注意ください。

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止

4月16日以降の申告相談受付について

国税庁（税務署）では、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等をする事ができない方やむを得ない理由がある方については、4月16日（金）

以降であっても、申請により個別指定による期限延長を認めることとしています。

4月16日（金）以降は、税務署において事前予約制による相談体制に移行しますので、相談を希望される方は事前に税務署にお問い合わせください。

※更正の請求、修正申告などの手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

■お問い合わせ（国税）

◎名寄せ税務署

☎01654-212157

国税庁ホームページ

www.nta.go.jp